

具体例に学ぶ

e法務ソリューション

デジタル訴訟社会を生き抜くために

text by

佐々木隆仁

AOS Technologies 代表取締役社長

▶ eLaw.jp

vol.

11

デジタルデータ証拠
調査の具体的なノウハウ
法とITの二つの視点から「事実調査」の重要性を
二つの視点から捉える

去る4月20日(金)、東京ステーションコンファレンスにて「デジタル環境における法的・技術的な課題を探る」というセミナーに登壇させていただきました。こちらは、いま注目を集めているテーマということで、早々に70名の定員に達し、6月の追加開催が決まったそうです(本誌122頁参照)。このセミナーではまず、尾崎恒康氏が、役員・従業員・非正社員による不正・犯罪行為が発覚した際の対応実務をレクチャー。続いて私がデジタルデータ証拠調査の内容を解説させていただきました。

尾崎氏は、東京地検特捜部検事、法務省大臣官房行政訟務課付検事、総務省行政管理局課長補佐などを

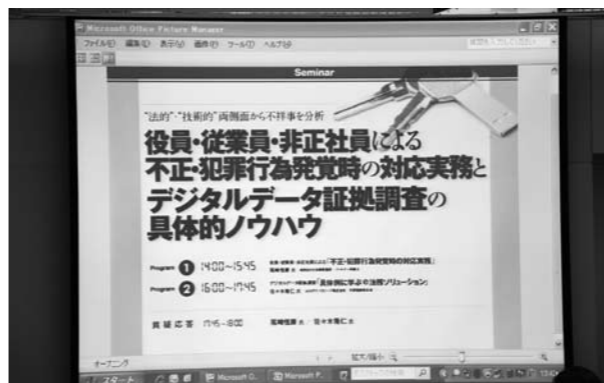


経て、現在は西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士として、危機管理、コンプライアンス、訴訟紛争などを担当なさっています。粉飾決算等の不正会計、インサイダー取引、独占禁止法違反、情報漏洩など、危機管理案件を多数手がけており、セミナー当日も、豊富な実例を交えながら、さまざまなトピックを紹介してくださいました。

迅速かつ適切な初動対応が問題の行方を大きく左右

尾崎氏は、さまざまな案件を手がけてきた経験を踏まえ、注意すべき点を、複数あげてくださいました。まず「事実調査」の重要性、続いて「関与者への刑事責任追及」、さらに「関与者への民事責任追及」、そして「関与者への人事上の処分」、この4点です。

いずれも、個別具体的な事例を紹介し、非常に分かりやすいかたちで解説していただきました。紙幅の都合で、すべてに触れることができないのは残念ですが、この中で本連載との結びつきが大きいもの、すなわち「事実調査」に焦点を絞り、留意点を追うことにしましょう。事実、尾崎氏も、開口一番、迅速かつ適切な初



動対応が最も重要だとおっしゃっていました。

というのも、初動対応さえきちんとしていれば、正確に事実関係把握することができ、リスクを含む、将来の展開も予測しやすくなるからです。そして、関与者への刑事・民事責任の追及や人事処分など、その後を生じるであろう、さまざまな局面でも、適切な対応が可能となるのです。

法的側面における事実調査の手順を詳しく見ていきますと、四つの段階に分けることができます。一つ目は迅速かつ適法な「証拠保全」、二つ目は緻密な「証拠分析」、三つ目は効果的な「関係者ヒアリング」、そして四つ目が迅速かつ適切な「証拠化」です。

証拠保全、証拠分析、ヒアリング、証拠化のプロセス

尾崎氏のレクチャーでは、以下のような事例を想定し、留意点に関するお話を進めていました。

A社の管理職である社員Xが、取引先であるY社と共謀し、A社とY



社の間に架空取引を設定。A社は、内部からの通報により、Y社に支払った代金の一部を、社員Xがキックバックさせている疑いがあることを把握……。

不祥事が発覚した時点で、法務担当者は何を行うべきでしょうか。必要なのは、尾崎氏がいうところの証拠保全、証拠分析、関係者ヒアリング、証拠化というプロセスです。

証拠保全の対象となるのは、会社から貸与されたパソコンや携帯電話。このとき重要になるのは、プライバシー権と個人情報保護法に、十分留意することです。

社員Xの私物であるパソコンや携帯電話の回収・分析、あるいは、

法的な側面と技術的な側面、双方の視点が重要な時代

尾崎氏に解説いただいた法的側面における事実調査に対し、弊社が実践しているデジタルデータ証拠調査は、技術的側面から事実調査を補充するもの。具体的には、証拠保全、解析、報告という三つのプロセスで構成されていますが、こうした流れは、尾崎氏が指摘した、法的側面における「証拠保全」と「証拠分析」に関わることになります。

続く「関係者ヒアリング」や「証拠化」に関しては、社内の法務担当



者だけでなく、外部の専門家、それこそ、尾崎氏のような弁護士の方々の協力を仰ぐ必要が出てくるはず。同じく、デジタルデータ証拠調査においても、弊社のような調査会社との連携は必要不可欠です。

尾崎氏との対談を含め、12回にわたり続けてきた本連載も、今回で最終回となりました。新しい判例が次々に登場するように、ITの世界も日進月歩。それどころか、秒進分歩の世界といつてよいでしょう。いまや、法的な側面と技術的な側面、双方の視点が重要な時代。後手後手の対応にならないよう、法とITに対する十分な理解が求められているのです。